



母子家庭、父子家庭のための臨時児童扶養等資金貸付

子育て支援課 ☎829-1270

児童扶養手当の支払回数に見直しなどに伴う影響緩和のため、臨時的に貸付けを行います。

【資金の種類】母子臨時児童扶養等資金及び父子臨時児童扶養資金

【貸付期間】11月1日(金)～来年1月31日(金)

【対象者】次の全てに当てはまるかた

- ・7月31日までに児童扶養手当の認定の請求をしたかた
- ・貸付申請の際に児童扶養手当を受けているかた
- ・8月分の児童扶養手当の額が、11月分の児童扶養手当の額未満のかた

【その他】限度額有り、無利子、相談は予約制

お子さんへの関わり方で悩む保護者

親子の心の相談

子育て支援課 ☎829-1270

健康課

仕事などの都合で、平日に母子健康手帳を取得できない妊婦さんを対象に休日窓口を開設します。 **日**11月17日(日)午前9時～正午 **所**こども健康課

母子健康手帳の休日交付窓口

こども健康課 ☎829-1255

の相談に、専門の医師などが応じます。 **内**・日小児科相談：11月20日(水)午後2時～5時 / 精神保健相談：12月12日(木)午後2時～4時 **所**子育て支援課 **費**無料 **申**事前に電話で。

ツインズ教室

地域福祉課(中央) ☎829-1429



親子で一緒に参加して、友達づくりやおしゃべりをしませんか。 **対**3歳未満の双子・三つ子を育てているかた、または妊娠中のかた **日**11月28日(木)午前10時～11時30分 **所**市役所別館地下1階機能回復訓練室 **申**11月25日(月)までにあじさいコール(☎822-8888)へ電話で。

むし歯予防教室

口腔保健支援センター ☎829-1436

むし歯にならないために何を気をつければいいのか一緒に学びましょう。 **対**生後7カ月～1歳4カ月未満のお子さん

と保護者 **日**11月28日(木)午前10時～11時30分 **所**江平地区ふれあいセンター **定**20組 **費**無料 **持**母子健康手帳 **申**11月25日(月)までに電話で。

食物アレルギー座談会

地域福祉課(中央) ☎829-1429

みなで食物アレルギーの悩みを打ち明け、情報交換を行います。 **対**食物アレルギーがあるお子さんを育てている保護者 **日**12月10日(火)午前10時～正午 **所**市役所別館地下1階機能回復訓練室 **費**無料 **申**12月9日(月)までにあじさいコール(☎822-8888)へ電話で。

卒乳教室

地域福祉課(中央) ☎829-1429

そろそろおっぱいを卒業させたいお母さん、自然に卒業させる方法を一緒に学びませんか。 **対**1歳以上のお子さんを母乳で育てているお母さん **日**11月21日(木)午後2時～3時30分 **所**市役所別館地下1階機能回復訓練室 **定**20人 **費**無料 **持**母子健康手帳 **申**11月18日(月)までにあじさいコール(☎822-8888)へ電話で。

離乳&幼児食教室

地域福祉課(中央) ☎829-1429

大人が食べる食事を利用した離乳食と幼児食の作り方を学びます。 **対**生後9カ月～2歳未満のお子さんの保護者 **日**11月28日(木)午後1時～3時 **所**上長崎地区ふれあいセンター **定**15人 **費**無料 **持**母子健康手帳、エプロン、三角巾、手拭き用タオル **申**11月21日(木)までにあじさいコール(☎822-8888)へ電話で。

今月の講座・教室

- ・申し込みは期限までに電話で。
- ・申し込み多数の場合は抽選。
- ・当日は母子健康手帳を持参。

あじさいコール ☎822-8888

講座名	対象	期日	時間	場所	定員	期限	その他
両親学級	第1子の妊娠中(34週未満)のかたとパートナー	11/17(日)	9:45～11:30	市役所別館1階乳幼児健診室	各20組	11/8(金)	保健師講話、栄養士講話、妊婦体験など
		12/14(土)				12/6(金)	
離乳食教室	生後4カ月～9カ月未満のお子さんごいる保護者	12/3(火)	13:00～15:00	東部地区にこにこセンター	各15人	11/26(火)	エプロン、三角巾、手拭き用タオルを持参
		12/12(木)		桜馬場地区ふれあいセンター		12/5(木)	

令和2年度

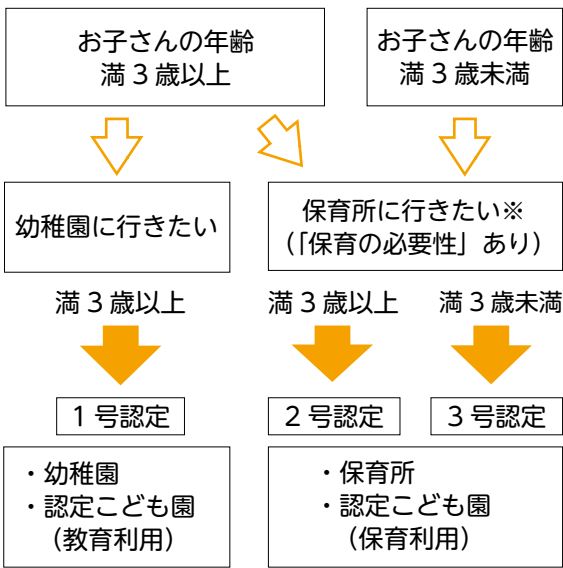
認定こども園・保育所などの利用手続き

幼児課(☎829-1142)

幼稚園・保育所・認定こども園を利用するには、お子さんの年齢や「保育の必要性」に応じ、市の「認定」を受ける必要があります。

「認定区分」と「保育の必要性」

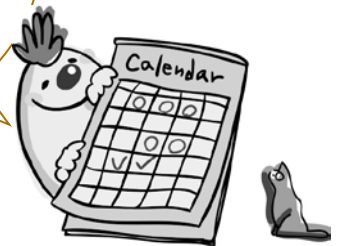
認定には、年齢や希望する施設に応じて、3つの区分(1号・2号・3号)があります。



※「保育の必要性」が認められる条件

- ①就労 ②妊娠・出産 ③保護者の疾病・負傷・障害
- ④親族の介護・看護 ⑤虐待、DV ⑥災害復旧 ⑦求職活動
- ⑧就学(職業訓練校などにおける職業訓練を含む)
- ⑨育児休業をする際に、すでに保育利用中の子どもを引き続き保育することが必要であると認められる

来年1月以前に保育の利用を希望する場合は**利用希望月の前月15日**までに、来年2・3月に保育の利用を希望する場合は**12月16日(月)**までに、利用希望の申込書などを提出してね!

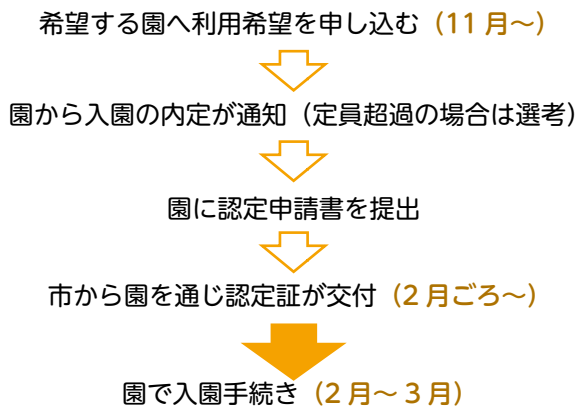


手続きの流れ

来年の4月から幼稚園・保育所・認定こども園の利用を希望する場合は、次の手続きが必要です。

1号認定

幼稚園・認定こども園を希望の場合



※新制度へ移行していない幼稚園の利用を希望する場合、認定申請書の提出は不要です。詳しくはお尋ねください。

2号・3号認定

保育所・認定こども園を希望の場合

